

〇〇第 号
平成25年3月27日

各産業廃棄物処理業許可事業者 様

〇〇農林商工環境事務所長
(公印省略)

「廃石膏ボード」の廃棄物区分の見直しに係る許可証への許可品目の追加
記載等について (通知)

平素は廃棄物の適正な処理にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、当県におきましては、「廃石膏ボード」の廃棄物区分について見直しを行い、従来、製品の製造工程から生じたものは「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず。（以下「ガラスくず等」という。）」、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものは「がれき類」として取り扱いをしてきましたが、「建設廃棄物処理指針（平成22年度版）」等に示しているように、国は、「廃石膏ボード」の区分を「ガラスくず等」として取り扱っていることから、これに準じて排出過程に関係なく「廃石膏ボード」を「ガラスくず等」として取り扱うこととし、平成25年4月1日から、「廃石膏ボード」の収集運搬業、処分業を行う場合、「ガラスくず等」の許可を必要とするよう取り扱いを改めますのでご了承ください。

ついでには、「廃石膏ボード」の取扱いの見直しに伴う産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者の方の許可証の書換及び経過措置については、下記のとおりとします。

なお、「廃石膏ボード」の取り扱いを行う「がれき類」の許可をお持ちの許可事業者の方（「ガラスくず等」の許可を有する場合を除く。）で、「ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く（若しくは含む。）。ただし、廃石膏ボードに限る。）」の許可品目の追加を希望される方は、許可申請を行われました各農林（水産）商工環境事務所、桑名農政環境事務所、廃棄物・リサイクル課へ申し出てください。

記

1 産業廃棄物処理業者に関する許可証の書換及び経過措置

(1) 許可品目（「ガラスくず等」）の追加による許可証の書換及び経過措置について

当文書発出日時点において、既に「がれき類」の許可を有し、「廃石膏ボード」を取り扱っている処理業者の方で、今後も「廃石膏ボード」の収集運搬、処分を行う場合、「ガラスくず等」の許可が必要となり、許可品目の追加（変更許可申請）が必要となります。

ただし、平成26年3月末日までの間に、特例として許可品目追加の変更届にて許可証に「ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く（若しくは含む。）。ただし、廃石膏ボードに限る。）」の許可品目の追加記載を無料で行いますので、許可申請を行われま

した各農林（水産）商工環境事務所、桑名農政環境事務所、廃棄物・リサイクル課へ申し出てください。

- ① 産業廃棄物収集運搬業の許可事業者の方で、本通知にもとづく許可品目追加の変更届出を行う場合、当県変更届の様式に「廃石膏ボード」を取り扱うため、「ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く（若しくは含む。）。ただし、廃石膏ボードに限る。）」の品目追加を行う旨記載し、許可申請を行った下記の事務担当部署へ申し出てください。
- ② 産業廃棄物処分業の許可事業者の方で、本通知に基づく「がれき類」の破碎施設等の処分業に係る許可品目追加の変更届出を行う場合、許可申請時の事業計画に「廃石膏ボード」の取り扱いが明記されている場合に限り、「ガラスくず等」の許可品目の追加を行います。については、下記の事務担当部署に事前に相談したうえで、当県変更届の様式に「廃石膏ボード」を取り扱うため、「ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。ただし、廃石膏ボードに限る。）」の品目追加を行う旨記載し、事務担当部署に提出してください。なお、当該破碎施設等が産業廃棄物処理施設（許可施設）である場合には、施設の許可証の書換等が必要となる場合がありますので、事務担当部署にご相談ください。
- ③ 許可証の書換に伴う変更届出を行う場合、変更届2部（正本1部、副本1部）、許可証の原本の提出が必要となります。（郵送により提出する場合には返信用封筒を同封してください。（副本の重さの切手と書留料300円の切手を貼付してください。））
- ④ 書換後の「ガラスくず等」の許可品目の記載は、「ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く（若しくは含む。）。ただし、廃石膏ボードに限る。）」と記載します。
- ⑤ 平成26年4月1日以降、「廃石膏ボード」を「がれき類」の許可で収集運搬、処分を行った場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）違反となりますのでご注意ください。

※「廃石膏ボード」取り扱い変更図

	H25年3月27日現在	平成25年4月1日以降	平成26年4月1日以降
	従来の許可品目	品目見直し後	経過措置期間終了
製造工程から生じたもの	ガラスくず等	ガラスくず等	廃石膏ボードは排出過程にかかわりなく
工作物の新築改築又は除去に伴って生じたもの	がれき類	ガラスくず等 経過措置期間による 許可証書換期間	「ガラスくず等」での取り扱いとなります。「がれき類」の許可では廃棄物処理法違反となります。

(2) 委託契約及び産業廃棄物管理票について

- ① 平成25年4月1日以前に、既に「廃石膏ボード」を「がれき類」として委託契約

を行っている場合、当該委託契約の更新日又は平成26年3月末日までのいずれか早い日までの間に限り、当該委託契約を変更する必要はありません。(それ以降に契約の更新をされる場合には、「廃石膏ボード」は「ガラスくず等」の廃棄物区分で委託契約を行ってください。)

- ② 産業廃棄物管理票については、平成25年4月1日以降、「廃石膏ボード」は「ガラスくず等」の廃棄物区分で記載してください。

なお、既に、「廃石膏ボード」を「がれき類」として委託契約を締結している場合、産業廃棄物管理票には「がれき類」と記載し、備考欄に「廃石膏ボード」と記載してください。

- ③ 平成26年4月1日以降、「廃石膏ボード」を「がれき類」として委託契約を締結し、産業廃棄物管理票を「がれき類」と記載した場合、廃棄物処理法違反となりますのでご注意ください。

(3) 産業廃棄物処理実績報告書の記載方法について

- ① 平成25年4月1日以前に、「廃石膏ボード」を、既に「がれき類」として委託契約の締結を行い、産業廃棄物管理票も「がれき類」と記載されている場合、平成25年度(平成24年度実績)産業廃棄物処理実績報告書には「がれき類(廃石膏ボード)」として記載してください。

- ② なお、平成26年度(平成25年度実績)産業廃棄物処理実績報告書には、「廃石膏ボード」は「ガラスくず等」と記載してください。

- ③ 排出事業者に対しては、別途、県ホームページにおいて、「廃石膏ボード」を「ガラスくず等」として産業廃棄物管理票を記載するよう平成25年3月末日までに県ホームページにおいて周知する予定です。

事務担当 ○○

○○農林水産商工環境事務所
環境室環境課

電話

FAX

Email